

～離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方～

鎌住01

～住居確保給付金～

住居確保給付金とは

就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給（※「**支給額特記事項**」参照）

41,000円（単身世帯） 49,000円（2人世帯） 53,000円（3～5人世帯）

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長、及び再延長が可能。最大9か月間まで）

支給方法：大家等へ代理納付

住居確保給付金の受給要件

申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 主たる生計維持者である。（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、離職後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ③ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が下記の表の＜月の世帯収入合計額＞以下である。
 - ・収入には税引前の稼得収入（給与、事業収入等）/失業等給付/各種年金や仕送り等が含まれる。
 - ・特定の給付（児童扶養手当、奨学金、職業訓練給付金等）は収入に含まない。
 - ・原則22歳以下かつ就学中の子の収入は収入に含まない。
- ④ 申請日の属する月において、申請者及び申請者と生活をつにしている世帯員の預貯金の合計額が下記の表の＜金融資産額上限＞以下である。

世帯数	収入合計額上限			金融資産額上限
	算定基準額	家賃額上限額	月の世帯収入合計額	
1人	84,000円	41,000円	125,000円	504,000円
2人	130,000円	49,000円	179,000円	780,000円
3人	172,000円	53,000円	225,000円	1,000,000円
4人	214,000円	53,000円	267,000円	1,000,000円
5人	255,000円	53,000円	308,000円	1,000,000円

- ⑤ 原則としてハローワークに求職の申込みをし、常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑥ 自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が、いずれも受けていないこと。
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。

支給額特記事項

- 申請日の属する月における世帯収入額が表面の表の＜算定基準額＞を超えている場合は、次の支給額になります。

住居確保給付金支給額（A）＝＜算定基準額＋実際に支払っている家賃額一月の世帯収入合計額＞

- （A）が表面の表の＜家賃上限額＞を超えている場合は、＜家賃上限額＞が支給額となります。
- 申請日の属する月における世帯収入額が表面の表の＜算定基準額＞を超えない場合で、実際に支払っている家賃額が＜家賃上限額＞を下回る場合は、実際に支払っている家賃額が支給額となります。

- 例) ①単身世帯で90,000円の収入があり、50,000円の賃貸に住んでいる方の場合
 $84,000円 + 50,000円 - 90,000円 = 44,000円$ だが、上限の41,000円が支給額となる。
- ②単身世帯で120,000円の収入があり、50,000円の賃貸に住んでいる方の場合
 $84,000円 + 50,000円 - 120,000円 = 14,000円$ 。そのまま14,000円が支給額となる。
- ③単身世帯で70,000円の収入があり、35,000円の賃貸に住んでいる方の場合
35,000円が支給額となる。

住居確保給付金の申請をするために必要な書類（住居を失うおそれのある方）

1. ＜鎌住11＞申請書
 2. ＜鎌住12＞申請時確認書
 3. 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し）
 4. 離職等（休業・廃業状態であること）に関する証明書
*提出が困難な場合は「＜鎌住13＞離職状況等に関する申立書」を使用
 5. 収入証明書（世帯全員分。年金・雇用保険・児童手当・児童扶養手当等）
* 4. と 5. は同一書類でも可能な場合有
 6. 預貯金関係の書類（世帯全員分）
*申請者及び申請者と生計を一にしている世帯員の金融機関（通帳等）の写し
 7. 公共料金の領収書（電気・ガス・水道・電話等で住所と氏名が記載されている、最新の書類）
*住んでいる実態を確認するため。
 8. 賃貸借契約書の写し（入居時と最新の更新されたもの）
 9. ＜鎌住14＞入居住宅に関する状況通知書（不動産業者や大家さんに記入してもらう）
 10. ＜鎌住15K＞自立に向けた活動計画（経営相談希望者のみ）
- ※その他、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります

住居確保給付金受給中の要件

- ◆インクル相談室との面談や電話等を通じて、生活状況を確認させていただきます。
- ◆公共職業安定所での職業相談や求人先への応募、または経営相談先への相談等の活動が必要です。
- ◆求職活動や就労状況について、市が自立支援機関（インクル相談室）からの報告を受けながら、給付金を不動産業者や大家さん等の口座に振り込みをします。

(2023.6.15更新)